

2019年12月20日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日17府県の30人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。11月22日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 17府県30人

(青森県1、秋田県1、山形県1、滋賀県1、京都府4、大阪府3、兵庫県1、奈良県1、山口県1、香川県1、愛媛県3、福岡県5、佐賀県1、長崎県2、熊本県1、大分県1、宮崎県2)

数字は人数

※ 予告は2019年11月22日までに実施済み